# 平成２８年度　第４回
# 東京都商品等安全対策協議会
# 議　事　録

平成２９年２月１４日（火）

都庁第一本庁舎４２階（北側）特別会議室Ｂ

午前10時00分開会

○生活安全課長　皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成28年度第４回東京都商品等安全対策協議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方にはお忙しい中本会議にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

私は今協議会の事務局を務めております生活安全課長の宮永と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

着席にて失礼させていただきます。

本日の協議会は、今回のテーマの最終回となります。これまで委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、報告書素案に対しまして多数のご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。皆様方にご尽力いただきまして、報告書（案）の作成ができましたこと、この場をおかりしまして改めて御礼申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、お手元の配付資料を確認させていただきます。まず、会議次第、そして委員名簿に続きまして、資料１「子供に対する歯ブラシの安全対策－東京都商品等安全対策協議会報告書－（案）」、分厚いものでございます。続いて資料２、修正表、Ａ４判横のものでございます。資料３「過去テーマに関する取組状況について」、以上でございます。資料のほうは過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日は、東京消防庁の岡本委員におかれましては、所用によりご欠席となっております。代理といたしまして、防災部、髙宮恭一副参事にご出席いただいております。

また、本日、全国子育てひろば連絡協議会の松田委員におかれましては、所用によりご欠席となっております。

それでは、越山会長に進行をお願いしたいと思います。越山会長、よろしくお願いいたします。

○越山会長　それでは、改めましておはようございます。

それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

子供に対する歯ブラシの安全対策についての協議は今回が最後になります。これまで皆様から頂戴いたしましたご意見を踏まえて、事務局のほうで報告書（案）をまとめていただきました。これを成案としていきたいと考えております。

本日は、皆様の了承を得て、（案）を取った報告書として東京都に手渡すというのがメインの目的の１つになっております。協議会に参加されたご感想など、手交の後にお時間

をとってございますので、後ほどお話をいただければと思っております。

本日は、ご覧のとおり何社さんかのメディアの方も入っておられますので、先ほどもお話ししました報告書の手交が本日のメインになりますので、終了までカメラの撮影可とさせていただければと思っております。

それでは、事務局から協議会報告書（案）の説明をお願いいたします。

○安全担当　事務局の吉本です。着席にて失礼させていただきます。

協議会報告書（案）についてご説明いたします。資料１「東京都商品等安全対策協議会報告書（案）」をご覧ください。

皆様には、お忙しい中資料をご確認いただき、大変ありがとうございました。皆様からいただいたご意見を踏まえて報告書（案）をまとめております。第３回協議会からの修正点は、資料１の報告書（案）に網かけでお示ししております。修正箇所の説明は、別紙の修正表に一覧でまとめております。本日は、この中から主要な修正点について、本文に沿ってご説明させていただきます。

まず１ページをご覧ください。第１章、概要の２つ目の黒丸「事故件数は１歳代が最も多く、１歳から３歳前半の子供に多く発生している」としました。こちらは第３回の協議会で、本文２ページに情報を追加しましたので、その内容を反映して修正したものです。

３章と５章の修正点は、わかりやすくするための図や表の修正、文言整理など軽微な修正のため、説明は割愛させていただきます。

次に、107ページをご覧ください。第７章「各団体の取組」です。「１　全日本ブラシ工業協同組合」の（２）今後の取組に、「商品の安全対策に関するもの」として「会員が製造する歯ブラシのパッケージでの「注意事項表記」を今までよりも目立つようにする取組」「消費者の安全意識の向上に関するもの」として「組合のイベントなどにおける、事故防止の啓発活動の推進」を記載しました。

109ページ、110ページには、第２回、第３回の協議会でいただいた提供資料の事項を追加しております。

次に、８章の修正については軽微な修正ですので、説明は割愛させていただきます。

125ページをご覧ください。９章の修正点についてご説明します。

まず、前書きの８行目に「保護者の見守り」を追加しました。安全対策は商品の改善と消費者の安全意識の向上の双方の取組が必要であり、消費者側の取組として保護者の見守りは必須であるとのご意見を反映し、消費者の安全意識の例示の中に保護者の見守りを追

加しました。

３段落目の「一般的に子供の事故は」の行をご覧ください。「ときどき、たまにを含めると、子供全体の約７割が歯みがきをしながら歩きまわっているなど」としました。修正前は、「約７割の子供が歯みがきをしながら歩き回っているなど」でした。事故を経験した子供の７割なのか、子供全体の７割なのか明確にすべきとのご意見があり、子供全体の約７割であることが明確になるように修正しました。

その下の行をご覧ください。「今回の調査で明らかとなった子供の歯みがきの実態」としました。修正前は、通常想定される使用実態としていました。こちらについて、子供が歩き回っている実態などはこれまで予期できなかったことであるとのご指摘があり、「今回の調査で明らかとなった子供の歯みがきの実態」としました。

126ページをご覧ください。上から７行目に「また、口腔内の大きさは年齢により異なるため」を追加しました。適応年齢の幅が広いと下限の年齢と上限の年齢では口腔内の大きさが大きく異なります。それぞれの口腔の大きさに適した歯ブラシを使用することが安全対策として必要であることから、こちらの文言を追加しました。

同じく126ページの（２）「パッケージ注意表記の強化と表示事項の改善」の７行目に「目立つように」を追加しました。こちらは低年齢、低月齢向けの商品には喉突き事故の危険性について確実に消費者に伝える必要があることから、強調するために追加しております。

それに続く「確実に事故の危険性を消費者に伝えること」は、「消費者に事故の危険性を確実に伝えること」としていたものを文言整理したものです。

その４行下をご覧ください。ピクトグラムの修飾語として「警告を意味する統一的な」を追加しました。「警告を意味する」は重要な注意事項であることを示す方法の例示として、また、「統一的なピクトグラム」は、業界や複数の企業で統一されることにより効果があることから追加しました。

129ページをご覧ください。「第２　消費者の安全意識の向上」、「１　消費者への積極的な注意喚起」の９行目に「テレビＣＭやネット動画など様々な媒体を活用し」を追加しました。消費者への注意喚起は、広く注意喚起する必要があり、映像や動画による注意喚起が効果的であること、また、周知は様々な媒体を活用することが効果的であることからこちらを追加しました。

同じく129ページ、「２　消費者の行動に結び付く具体的な注意喚起」の５行目に「ま

た、幼児期の子供はちょっとした隙に予期しない行動をするので、保護者の見守りだけで事故を防止することは困難であることも併せて周知していくこと」を追加しました。こちらは第３回協議会で、事故が起きたときに、保護者だけでなく周囲も保護者の責任と捉えて、保護者が事故情報を報告しにくくなるということから、注意喚起がマイナス方向に進まないようにすることが必要であるというご意見を受けて、「第２　消費者の安全意識の向上」と「第３　事故情報の収集と活用体制の整備」、それぞれに文言を追加しております。

132ページをご覧ください。注意喚起がマイナス方向に進まないようにすることから、「第３　事故情報の収集と活用体制の整備」には、事故情報の報告に関するものについて文言を追加しました。

まず、「１　業界としての窓口の周知徹底」の４行目、「事故情報をはじめ、商品の安全対策に係る情報を広く受け付ける窓口について更なる周知を行い、報告しやすい環境を整えるとともに」とし、「報告しやすい環境を整える」を追加しました。

次に、「２　更なる安全対策に向けた事故情報の提供と効果検証への協力等」の２段落目、「また、今回の調査では」の行に、「ほとんどの保護者は事故が起きたことについて、保護者の責任と捉え、製造事業者や消費生活相談窓口に報告や相談をしていなかった」とし、「保護者の責任と捉え」を追加しました。

続いて「歯ブラシによる事故に限らず、子供の事故は、保護者のみならず、周囲も保護者の責任と捉えるため、事故情報を保護者が伝えにくくしている」を追加し、さらに「製造事業者や消費生活相談窓口に情報提供する必要性について、消費者に対して普及啓発していくこと」とし、「必要性について」を追加しました。

報告書（案）の修正箇所の説明は以上です。

○越山会長　どうもありがとうございました。

それでは、この内容で東京都のほうに最終報告したいと思っております。ご了承いただけますでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、協議会報告書を三木消費生活部長にお渡ししたいと思います。

それでは、「子供に対する歯ブラシの安全対策－東京都商品等安全対策協議会報告書－」を提出させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〔報告書手交〕

○消費生活部長　ありがとうございました。

○越山会長　それでは、ここで三木消費生活部長様からご挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○消費生活部長　消費生活部長の三木でございます。

ただいま越山会長から「子供に対する歯ブラシの安全対策」報告書をいただきました。この協議会は、昨年７月から４回にわたって協議をしていただいておりました。この間、会長をはじめ委員の皆様には様々専門的な見地から幅広くご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

また、特別委員であります事業者の皆様、関係する団体の方々からも、様々意見をいただき、様々なご協力、お取組がありましたことを改めてここで感謝を申し上げたいと思ってございます。

協議会の開催中からも、既に様々な取組をしていただいておりました。保護者に対する事故防止啓発チラシの配布であるとか、販売検証調査、新商品の開発、こういったものをこの協議会の開催中に様々取り組んでおられたということに関しましても改めて感謝を申し上げたいと思っております。

都といたしましては、本日のこの協議会の報告を受けまして、関係する業界団体、あるいは団体に加盟していない製造事業者や流通事業者などに対しましても、安全対策の取組を強く働きかけてまいりますとともに、国に対しましても、この提言に基づき要望をさせていただきたいと考えておるところでございます。

また、事業者の取組とともに、消費者の安全意識の向上、これも大変重要ということで、この協議会の中でも様々ご議論いただいたところでございます。このため、協議会報告で、あらゆる主体による消費者への注意喚起について提言されておりますけれども、行政、事業者団体、事業者はもとより、既に積極的に取り組まれている消費者団体あるいは子育て支援団体におかれましても、引き続き効果的な注意喚起をお願いしたいと考えておるところでございます。

都におきましても、消費者が安全に配慮された製品を選択できるよう、情報提供や保健所等との連携、乳幼児健診、こういったような機会を活用した保護者に対する周知の徹底など、消費者に対する効果的な注意喚起や啓発、こういったものを積極的に実施をしてまいりたいと考えてございます。

さらに子供の事故の特徴と申しましょうか、保護者のみならず周囲も保護者の責任と考えてしまいまして、通報がされにくい、そういったことも４回の協議会の中で議論されて

きたところでございます。こういう点を踏まえて、消費者に対し普及啓発をしていくとともに、引き続き事故情報を収集し、事業者団体等に提供するなど、安全対策の取組を積極的に進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

今回の報告書が協議会としての取りまとめということになりますけれども、対策自体はこれからがスタートということになるわけでございます。子供にかかわる歯ブラシの事故をなくすため、ゼロにするため、是非皆様の引き続きのご尽力、ご協力をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきたいと思います。

この間、どうもありがとうございました。

○越山会長　どうもありがとうございました。

それでは、今後の東京都の取組の説明を事務局のほうからお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○安全担当　それでは、協議会報告を受けた今後の都の取組についてご説明いたします。

協議会終了後、都は協議会からの報告を都庁記者クラブに発表いたします。また、ホームページにも掲載いたします。プレス発表には、本日決定しました報告書をつけて情報提供をします。

今後の都の取組ですが、まず、報告書で提言された安全対策の取組について、各事業者団体、関係団体、国等に対して要望します。製造事業者団体、製造事業者に対しては、歯ブラシの喉突き防止の安全対策の強化、パッケージの注意表記の強化と表示事項の改善など、流通販売事業者団体に対しては、販売時における消費者への安全な商品の普及など、各要望先に対して本日付で要望いたします。

次に、消費者への注意喚起については、事業者団体、関係団体、国等と連携して、ホームページや広報誌、ＳＮＳや乳幼児健診など、様々な機会を活用し、積極的に注意喚起を行ってまいります。

また、協議会に参画いただいた各団体、各機関と連携し、注意喚起リーフレットを作成いたします。リーフレットの内容につきましては、委員の皆様のご協力をいただきながら準備を進めております。委員の皆様には、お忙しい中ご協力いただきありがとうございます。これから校正を重ね、今年度中に完成し、都内の保健所、保健センター、保育所、幼稚園、産院、小児科医院を通じて、子供を育てている保護者の方々に配布する予定です。

ほかにも「広報東京都」や消費生活情報誌「東京くらしねっと」で注意喚起を行うとともに、都のホームページやツイッター等でも積極的に注意喚起を行ってまいります。

今後の取組のご説明については以上です。

○越山会長　どうもありがとうございます。今の説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、今後の取組や協議会を通じた全体のご感想など、皆様から一言ずついただければと思っております。

まず最初に、本日ご欠席の松田委員のコメントをいただいておるようですので、そちらのご報告からお願いします。

○安全担当　それでは、子育てひろば全国連絡協議会、松田委員からのコメントを報告させていただきます。

皆様におかれましては、短期間にもかかわらず貴重な取りまとめをいただきありがとうございました。

私たちも折に触れて啓発に取り組んでまいりたいと思います。具体的には、パンフレット等を活用した子育てひろばなどでのミニ講座の開設と、その人材育成等を考えております。取組に当たっては、子育て家庭にとどまらず、祖父母世代、支援者等、間接的な立場の方々にも伝えられるよう心がけたいと思います。

また、自治体とのコラボレーションも期待しており、取組へのインセンティブなども都に希望します。業界の皆様におかれましても、是非地域で直接親子とかかわる私どもと手つなぎしていただけますと幸いですし、各地での取組の場合にはできる限りのご協力や、キーパーソンへのおつなぎができるよう準備していきたいと思っております。

啓発はむしろここからがスタートですので、今後ともどうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

松田委員からのコメントです。

○越山会長　それでは、事業者委員の方々から、まずお願いしたいと思っております。

まず、右側のほうから順番にご指名させていただければと思います。まず最初に、谷口特別委員のほうからお願いいたします。

○谷口特別委員　谷口でございます。

先に第３回の議事録の訂正をお願いしたいんですけれども、私は前回の発言で、警告の文言がいいというような発言を先走ってしてしまいまして、これは業界の立場を忘れておりまして、個人的な発言でございます。訂正させていただきたいと思います。

今回第４回ということで取りまとめていただきまして、本当にありがとうございました。

立派な提言ができたと思います。

我々業界団体といたしましては、先ほど文言の中にもございましたように、今まで我々の業界の歯ブラシもパッケージにつけていたんですけれども、もう一度見直して、注意事項表記を今よりもっとわかりやすくしようというところでございます。それと、組合のイベント等に事故防止の啓発活動をするというところが今のところです。どういう注意表記をするかというのは、まだこれから打ち合わせ、会議を進めて決めてまいって、決まり次第、また東京都のほうにはご報告したいと思います。

今回の協議会の提言ということや、関係各位の啓蒙によって、子育てにかかわる方々、これが喉突きの事故が起こり得るということを認識していただくということ、少しでも重篤な事故が減ることに貢献できたら、できると信じておりますので、全くすばらしいことだと思います。

今までは組合の理事長の立場としての発言でございます。話が長くなって申しわけございません。協議会のことで私としてお話しさせていただきたいと思っております。

業界の理事長を離れまして、私どもが世界で初めてつくった曲がる歯ブラシ、これがキッズデザイン賞等の受賞をしまして認知度が上がり、東京都様の目にも触れて、このような協議会に子供用歯ブラシの問題提起というのがされたと思っております。我々の歯ブラシが製品化できていなければ、この協議会も開かれなかったのではないかと思っております。

我々は、５年ほど前の歯ブラシの事故の報告から始まっておりまして、2013年３月の消費者庁の注意喚起パンフレット、それと、同年５月のＮＨＫ放送を見て、この事故をなくすには何ができるかなと模索をしておりました。そのときに、ユニバーサルデザイナー、工業デザインの飯田さんのほうから、子供用の歯ブラシで喉突き事故を防止できる製品の共同開発ということを申し出てこられまして、開発の決意をしたわけでございます。

小児専門医の歯科衛生士さんを交えての打ち合わせの中で、歯みがきは200グラムの強さがあれば歯垢が落ちる、強く磨き過ぎないようにというご意見がございまして、これがヒントになりまして、曲がるというアイデアが生まれたわけです。これが曲がる歯ブラシの誕生の瞬間でございました。歯ブラシの会社の人間だけで開発していれば、これは業界にとっては非常識な歯ブラシなんです。やわらかい歯ブラシというのは歯垢が落ちにくいと、どうしてもそういう発想があります。業界以外のデザイナーや専門家の意見を聞きつつ、常識にとらわれない発想でデザインができまして、我々が、折れない安全な設計に修

正しながらでき上がった歯ブラシです。

長くなって申しわけないんですけれども、歯ブラシメーカーとして、ブラシの毛になれてほしいということで、全部がシリコンでできている歯ブラシというのがあるんですけれども、そうではなくて、通常の歯ブラシの形態を残しながら、全体がやわらかくて、軟口蓋に当たったときに植毛が内側に曲がる、そして、重篤な事故を防ぐという構造に設計してあります。前後にやわらかいというのが重要でございまして、全体にやわらかくしてしまうと磨き心地が悪くなるということもございまして、歯垢除去能力も残しているということで、2015年６月に世界で初めて製品化したということでございます。

これがこの協議会の評価として、まず最初に専門家の方が課題事象を抽出されて、消費者庁やＮＨＫのメディア情報発信というようなことで、当社のようなメーカーが課題解決のために技術革新をしたわけです。新しい製品を誕生させ、それが賞などで評価されて、結果東京都さんの目に触れて問題を再認識されたということです。今後これで啓蒙活動等々をされて、よく似た商品、類似品も出てまいりました。これでいろいろな問題の対策が強化されて、より社会的認知がふえるであろうというこの事例、これは５年かかりましたけれども、社会ソリューションが生まれた瞬間ではないでしょうかと思っております。

この社会ソリューションの大きな役割を担っておられます東京都商品等安全対策協議会というこの場に私が参加できたことを非常に誇りに思っております。最終回でありますこの場をおかりして、関係各位の皆様に感謝申し上げたいと思います。長くなりまして、どうもすみません。

○越山会長　ありがとうございます。

それでは、大久保特別委員にお願いします。

○大久保特別委員　理事長もお話しされたように、この機会を与えていただいてどうもありがとうございました。

先ほど三木部長からも、我々の会社のアプローチを紹介いただきましたが、昨日、今日ということではなく、発端は平成25年度の消費者庁さん、我々はＡＣＡＰさんを通じて様々な動きをお聞かせいただいたんですが、その中で、きょうもご出席の小児科学会のアラート及び小児歯科学会からの積極的なアプローチということで、ライフステージに応じてお子様のオーラルケアの中で必要な要件を担保しつつ、このような事故、７割が歩いている、走っているという状況を踏まえた形で、何を具備すべきかということで、平成25年からいろいろご指導やお叱りをいただき、やっとこの協議会の中で、弊社なりのソリュー

ションを発表できたかなと思っております。

その間、今ガイド50のＪＩＳ化が動いております。そういった中で我々の技術委員も出ておりまして、様々な情報がいわゆる子供に対する認識、それから、安全、それからリスクマネジメントに対する考え方、様々なものがそろってきたと思っています。弊社も製品を発売して、それでおしまいということではなくて、今回皆様からご教示いただいたような様々なご意見、特にメーカーでございますので我田引水になってしまって、お客様がどう考えておられるか、実際の現場でどのようなトラブルが起こっているかということに対して情報が万全ではございませんので、これからもこのような場をかりて皆様からお知恵をいただくとともに、先ほどご指導として、メーカーとしてもちゃんとやりなさいということをいただきましたので、企業として何をやるべきかということをかっちり踏まえてやっていきたいと思っております。

長くなりましたが、ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

○越山会長　ありがとうございます。

それでは、櫻井特別委員。

○櫻井特別委員　サンスターの櫻井でございます。

本当に７カ月、８カ月の間、短いようで長い、長いようで短い、そんな期間だったと思うんですけれども、本当にありがとうございました。

その間、４回の協議会だけではなくて、事務局の方々とも何度もやりとりをさせていただいて、いろいろなご意見のある中、なかなかまとめが難しかったと思うんですけれども、そんな中でまとめを上手にしていただいて、本当に感謝申し上げます。

報告書にもあったように、私どもは製造事業者ということですので、製造事業者にしかできない部分をまずは優先順位高くやっていきたいと、もちろん、こんなふうに思っておるわけですけれども、この４回の協議会、特に当初の部分で、子供の見守り、ここが非常に重要だということで、皆さんの意見の一致を見たところがあったかと思います。その後、都のほうでアンケートをしていただいて、実際に消費者、保護者の方は、その事実は認識しているけれども、なかなかそこのところが難しいんだということで、少し方向転換なんかもしながらやってきたわけです。

子供を見守るという価値の高さを私どもは製品の開発だけではなくて、一方で継続的にメッセージとして消費者の皆さんに発していかないといけないと思っておるところでございます。これは、弊社の中でも、製品の開発に携わっている部門だけではなくて、お客様

と実際にお話をされるメンバーなんかとも話をする中で、その重要性ということを私自身も強く感じましたし、会社としてもそういうことが非常に大事だなと思っているところでございます。

一消費者として、少しここの部分はどんなふうにしたらもう少しうまく伝わるんだろうということで、インターネットなんかで、こういう子供さんの見守りということに関しての情報を見てみますと、たくさん情報が出てくるわけでございます。一つの例として、例えば東京都さんもやられたボタン電池の問題、あるいは抱っこひものこともありますけれども、たばこの誤飲というんですか、誤って食べてしまうような問題、あるいは遊具でけがをします、こんな例も出てきますし、子供さんのローラーつきのシューズ、これでけがが起こる。これはいっぱいあって、私は一消費者として見たときに、一日二日経つと、全部言ってみろと言われてもなかなか覚えられない。こんなところがお客様というんですか、消費者の皆さんにとっても、なかなか行動のところに移せてこないところなのかなということを感じた部分がございます。

こんな情報を少し自分自身の中で整理をしてみたところ、大きく２つに分かれると思ったところがございます。といいますのは、１つは、保護者というんですか、大人の側が環境を整えてやることでかなり予防ができるというものがあるなと。これは、例えばライターの火事の問題もそうですし、そこから子供の周りからそういうものをのけてやるということで、そういうことがかなり低減できる。

それに対して、それではできないものが幾つかあって、それがお子さん自身がアクションを伴うものということになるんだと思うんです。それが今回の歯ブラシもそうですし、お箸やフォークの事例もそうでしょうし、あるいは遊具で遊ぶということもそうだと思うんです。ただ、最後の遊具というのは、ジャングルジムで遊ぶとそれは落ちるかもしれない、こんな予想がすぐできますので、見守りというのがうまく効くんだろう、こんなことを思うわけです。

こういう瞬間目を離せない事例というのを少しまとめていただいて、行政のほうなんかからも発信していただくと、お客さんにとっては、少ない情報でたくさんの見守りの価値というのを上げていただけるのではないか、そんなことをこれは一消費者として感じたような部分もあって、私ども製造事業者としては、歯ブラシからいくと、どうしても価値があまり高まらない部分もあるかとは思いますので、いろいろなことを含めて、子供を見守るということの価値を上げていくようなことを一緒にご協力いただけたらと思っておりま

す。

本当にどうもありがとうございました。

○越山会長　ありがとうございます。

それでは、岸邉特別委員、お願いします。

○岸邉特別委員　日本チェーンドラッグストア協会の岸邉です。

今回このような機会をいただき、誠にありがとうございました。

私のほうは、最初におわびというか、職業柄なんですけれども、ドラッグストアは薬を売る一番消費者と相対するところにありまして、例えば風邪薬なんですけれども、10種類ある風邪薬を１つずつ説明して、１人のお客様に納得して買っていただいたりとか、10人のお客様に１つの風邪薬を説明して、その人たちにわかってもらうように説明して販売するような仕事ですので、時には、この会議の中で矛盾しているようなこととか、ちょっと支離滅裂なところがあったりとか、もししたのであれば、大変申しわけなく思っているんです。

基本的な根本的なところは、お客様に風邪薬を飲んでいただいて、症状を緩和していくというのが一つの目的でありますので、今回の歯ブラシの件に関しましても、お子様の安全を守るというところで一つ目標を持って発言していた内容だと思っていますので、そこのところはご了承いただけたらと思っています。その中で、職業柄、一番お客様と商品に関して接する部分が多いのがこのドラッグストア協会でございますので、今回は本当に反省するところがいろいろあったのかなと考えております。

効能効果、使用上の注意のご説明をわかりやすくするというのは当たり前のことだったんですけれども、その中で使用中の注意とか、使用後のケア、情報に関しましても、もっとお客様に情報発信していかなければいけなかったのではないかと考えましたので、今回いろいろと発言をさせていただきましたけれども、そういったところを反省をもってやっていきたいと思っております。

あと、その中で今回の子供さんの歯ブラシということでもあったんですが、弊社は薬局でもありますので、例えばうちで言うと、がんと認知症に強い薬局を目指して会社の方針で動いておりますので、このままこの情報が介護、高齢者に向けても発信できるものというふうにも考えておりましたので、逐一この会議の議事録に関しましてはうちの薬剤師のほうに全部見せまして、今後の介護に使えるかどうかという情報提供とか、あとドラッグストア協会で、今度３月16日にドラッグストアショーという形で、日本で一番規模の大き

いドラッグストアショーを幕張メッセのほうでやるんです。

その中のセルフメディケーションアワードという形で学術論文みたいなもの、そういったところで今回のお子さんに対する歯ブラシの安全対策、私が書かせていただいたんですけれども、論文とかをほかの薬剤師にも、もし題材がなければそういったところを書いてもらえないかという周知等を含めまして、この件をこれだけにとどまらず、学術的な目をもって今後もそのまま引き続き周知できるようにやっていきたいと考えておりますので、そういったところをドラッグストア協会を挙げて学術も含めて周知できるように、また、リーフレットができた際には、各企業がお客様のほうに分けるような形で徹底してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後、余談なんですけれども、大久保委員のほうから出なかったので私がこの前感動した件がありまして、前回の歯ブラシの新商品で、上戸彩さんがプレゼンでテレビに出ていたのを見たんです。そのときに、子供の曲がる歯ブラシを曲げながら、自分のお子さんに対して、こうやって動き回っていると心配なので、こういう歯ブラシができるといいですねみたいなコメントをテレビでやっていたのを見まして、こういった周知に関しましては結構感動したところもありましたので、私のほうから報告になってしまいますけれども、感動したということでありました。

本日はどうもありがとうございました。

○越山会長　ありがとうございます。

小野特別委員、お願いします。

○小野特別委員　キッズデザイン協議会の小野です。

まず、本日提出された報告書についてですが、とてもよくまとめていただいたと思います。本当にありがとうございました。

あとは、この提言を受けたサイドがどこまで実効性のある形で実を結ばせていくかだと思います。特に企業サイドからすると、商品開発のための新たな設備投資も必要でしょうし、業界として広く普及されるためには、知財権の問題もクリアしなければならないでしょう。また、小さな商品にわかりやすく統一した注意表記をするにも、一筋縄ではいかないと思います。しかし、それがそれぞれに一歩でも二歩でも進めば、子供用の歯ブラシの事故は確実に減っていくものと思いますので、よろしくお願いいたします。期待をしております。

振り返りますと、当初は、正直なところ、子供用の歯ブラシは既にそれぞれの対策商品

があるので、それ以上の事故予防をするには親御さんに委ねるところが多いのではないかと思っておりました。しかし、その後お母さん方にヒアリングする機会がありまして、実際にお話を聞いてみると、３歳ぐらいまでは幾ら言い聞かせても聞いてくれない。むしろ注意すると、かえっておもしろがって走り回ってしまう。そんなどうしようもない現実を改めて認識させられました。

子供用の歯ブラシは、３歳ぐらいのものと、それ以降のものとでは、求めるものが異なるということを知りました。また、その一方で、５歳ぐらいまでは子供１人だけの歯みがきでは清掃性が十分ではなく、保護者による仕上げ磨きが必要になるということも知りました。つまり、子供の事故予防を検討する際は、子供を一くくりで見るのではなく、対象年齢を細かく見て、実態に応じた把握とその対策が必要だということを改めて再認識することができました。

そこで、最後になりますが、東京都にお願いがございます。先ほど申し上げましたように、今回の報告書の提言が確実に実行されれば、歯ブラシによる子供の事故はかなり減ってくると思います。しかし、だからといって、今後も社会環境やライフスタイルの変化があるでしょうから、それで終わりというわけにはいかないと思います。そこで、本日の資料３にもあるようですけれども、これをさらに発展する形で、５年後あるいは10年後でも結構ですので、本件の効果測定とその要因分析、並びに新たな課題の抽出を検討していただけないかと思っています。

歯ブラシのことだけではありませんが、その効果が大きければ大きいほど、社会のインパクトも大きいと思いますし、また一方で、新たな課題に対する方策も見つけやすくなるのではないかと思います。勝手なお願いですが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上ですが、この検討の場に私も参加させていただくことをとてもうれしく思っております。お世話になりました。ありがとうございました。

○越山会長　ありがとうございます。

それでは、ここで順序として、左側のほうの委員の皆様からお話をお伺いできればと思います。

最初に、西田委員のほうからお願いいたします。

○西田委員　産総研の西田です。よろしくお願いします。

今回は実験に参加させていただいたということで、短期間でなかなか大変だったんですけれども、こういうしっかりしたレポートにまとめられてとてもよかったと思っています。

今回のすごくよかったと思ったのは、通常こういう問題は海外で認知されていて、それが日本に伝わってきて、それでスタートになる。ブラインドであるとか、そういうケースはそういうことがあるんですけれども、この歯ブラシの問題というのは日本初ではないかと思います。データをきちんと消防庁さんとか消費者庁さんが集められて、それで課題を抽出して、こういうのは業界としても取り組む必要があるんじゃないかということでこういう議題に入っていったということで、これは昨年フィンランドの会議で、こういう動きがありますということをお話ししたんですけれども、完全に世界初です。

そういうようなことがない。いいソリューションもなかなかないということで、たしか、カタールの人でしたか、そういうよい歯ブラシがあるなら是非下さいと言っていたぐらい、ないということで、今回の国内でこういう動きが始まったのはすごくよいのではないか。これは世界に向けて、いろいろメーカーさんもおられるので、是非発信していけるといいのかなと思っています。

岸邉委員がおっしゃったんですけれども、こういうレポートが参照されるデータのソースにならないというか、なりにくいところがあるので、きちんと学術的な方面、論文にしていくとか、そういうことをするのも大事なのかなと思います。１回載ると、きちんと引用できるような形になるので、埋もれる可能性も減るのかなと思っています。

今回流通の方とか、データを保有している方とか、メーカー、分析する人、メディアがかなりタッグを組んでやれたということがあるので、これはそういう点でも多職種連携という意味でも非常によかったのかなと思っています。是非こういう活動を続けていけるといいのではないかと思いました。ありがとうございました。

○越山会長　ありがとうございます。

それでは、鎌田委員、お願いします。

○鎌田委員　国民生活センターの鎌田でございます。

私もこの協議会のほうには何回も出席させていただいておるんですけれども、一番感心するのが、事業者さんですとか事業者団体さんも含めて、皆さんで検討するというところが特徴なのかなと感じております。とりわけ歯ブラシ事故というのは、この報告書にも書かれていますように、１歳児が一番多くて、２歳、３歳と、３歳以下の子供が多く事故に遭っているということは、子供の成長、発達段階とリンクしているのかなと。歩けない幼児というのは、こういう事故にもなかなか遭わないでしょうけれども、だんだん歩き始めて、１歳ぐらいから走り回って、まだまだ身体能力がそれほど高くないので転んでしまう

ということで、１歳児が一番多いのかなと感じております。

それを親御さんのほうが見ていて注意しましょうと言っても、いろいろな家事、洗濯とか忙しい中で、なかなかそこまで求めるのも難しいのかなと感じているところなんですけれども、そういう中で、こういった安全性を高めた製品が出てくるということは、今後の事故防止あるいは事故の減少に期待したいと感じております。私どももこれにとどまらず、いろいろな形で注意喚起は継続的にやっていきたいと感じております。ありがとうございました。

○越山会長　ありがとうございます。

それでは、岡本委員の番なんですけれども、髙宮副参事さん、お願いしてもよろしいでしょうか。

○髙宮氏（岡本委員代理）　東京消防庁防災部の髙宮と申します。本来でしたら、委員の岡本が来てご挨拶するところだったんですけれども、会議が重なってしまったため、私が代理出席しております。

今回の子供に対する歯ブラシの安全対策ということで、私どもも救急の情報提供をさせていただきました。それを活用していただいてこれだけ議論が進んだというのは非常にうれしいことだと思います。また、私どもは職業柄、火災のほか、救助あるいは救急ということでやっておりますが、日常生活の中には、本当に様々な危険要因が潜んでいるんだというのは改めて思い知らされたというところもございます。

また、私どもは現場活動のほかに、防災訓練ということで都民の方々にいろいろ応急救護ですとか初期消火の訓練指導をさせていただいているんですけれども、特に最近力を入れているのは、ちょうどお子様を持ったお母さんたち、20代、30代の若いお母さんたち世代に訓練に参加していただきたいということで力を入れているんです。そういう方々は、自分のお子さんがいざ何かあったときにどう対応すればいいのか、あるいはどんなところに危険があるのかというのを必ず質問してまいります。そういった中で、今回いろいろ提言された中身を私どももそういった中で広めていって、少しでも事故防止に役立てていきたいと思っております。

大変有意義な今回の協議だったと思っております。どうもありがとうございました。

○越山会長　ありがとうございます。

それでは、釘宮委員、お願いいたします。

○釘宮委員　釘宮でございます。

まずは、子供の安全に配慮した製品の開発ですとか、あるいは店頭での注意喚起の検証など、メーカーや販売店関係の委員の方々が協議会の期間中に積極的に安全対策にかかわってくださったということに深く敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

ここで業界団体の皆様、それから、国や自治体の皆様にお願いしたいのは、提言の項目としまして、安全対策の基準の強化というのがありますけれども、今後子供の安全を第一に考えて、歯ブラシの安全基準づくりに取り組んでいただけないかということでございます。

前回の協議会で、子供の安全に配慮した歯ブラシにつきまして、各メーカーが特許を取得されている。そうすると、統一の基準をつくるのが難しいというようなご発言があったかと思います。たしかに特許を公開するというのは経営判断として難しいということは理解できますけれども、特許につきましては、技術は公開するけれども、技術を利用する場合有償にするといったような運用もできるかと思います。

また、日本規格協会の方に伺いましたところ、ＪＩＳ規格というのは、具体的な方法論を記載するものばかりではない。結果としての性能を基準にする。例えば性能試験方法をＪＩＳ規格に定めて技術的な方法論は各社でそれぞれ考えるというようなやり方もあると伺いました。ですので、なかなか統一的な基準というのを決められないというお考えもあるかと思うんですが、必ずしもそうではなくて、いろいろなやり方が考えられるということかと思います。

子供の安全、それから事故が少しでも少なくなるということを第一に考えていただきまして、業界全体で基準づくりに取り組んでいただければありがたいと思います。ちょうど子供の製品事故防止のためのガイドライン、ガイド50が昨年12月にＪＩＳ化されまして、社会全体で子供の安全に関心を持ってもらう、そして、対策を強化していくのに大変いい時期、機会ではないかと思います。消費者庁でも今年度から子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議を始められまして、国全体で子供の事故防止に取り組んでいこうとされていらっしゃいます。是非その中でガイド50に沿った基準づくりなどについても国全体で推進していっていただきたいと思います。

もちろん、私ども消費者関連の団体も、微力ではございますが、消費者に対する普及啓発に取り組んでいかなければならないと思います。この報告書にもございますが、親世代だけではなくて、祖父母の世代、そして、社会の目というところも見守りの中では重要と思いますので、そういうケアラー全体に対する普及啓発に取り組んでまいりたいと思いま

す。ありがとうございました。

○越山会長　ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員　鈴木と申します。皆様、本当にお疲れさまでございました。

歯ブラシの喉突き事故につきましては、実は友人の男の子が事故に遭った経験があります。でも、アンケートにあったように、親としては、走らせているのをとめられなかった親の責任と感じ、親の監督が不行き届きみたいな形でそのまま何も問題視することはありませんでした。今回東京都の商品等安全対策協議会で取り上げていただきまして、業界団体さんですとか、メーカーさん、その他いろいろな方々のご協力を得て検討し報告書ができたことに関しましては非常に感謝しております。

ただ、先ほどこれからが対策はスタートと言われまして、それを担うのが私たち消費者団体的な消費生活相談員協会がやらなくてはいけないのかと思いまして、非常に重責と思っています。その重責の中でも一番問題なのが、安全意識の向上をどう構築するかなんです。これは危ないと知らせるだけではなくて、意識の向上とか、環境を整えるですとか、子供を見守るというのはすごく時間のかかることではないかと思いますので、息長くこつこつとやっていかなくてはいけないかなと思っております。これからもよろしくお願いしたいと思っています。

○越山会長　ありがとうございます。

それでは、山中特別委員、お願いいたします。

○山中特別委員　山中です。

今回、具体的に改善された製品まできちっと検討できたというのは大変すばらしいことだと思います。皆さん方は歯ブラシだけをおっしゃっているんですが、私は何年か前からこの会議に出て、その後の経過を調べていただきたいということを何度も言ったんですけれども、今回、資料３ですばらしい報告が出たのは大変ありがたいと思っております。

例えばライター、これも私は委員として参加させていただいたんですが、業界団体の方は「親が見ていればいい」というのを、この委員会で法制化まで目指そうという報告書を出し、それが実際に法制化された後のデータがこんなにきれいに、５歳以下はほとんどチャイルドレジスタンスのライターになって事故数が減っているというデータが出せたのは本当にすばらしいと思います。こういうデータはなかなかメディアには取り上げられないんです。メディアにのるのは、ライターがつけにくいと高齢者がつけるとき困るじゃない

かいう話は出るんですが、効果があったということを出せるのは非常にすばらしいと思います。是非このような活動をずっと継続していただきたい。

今回の歯ブラシのように、１つの課題を検討することも大事ですけれども、検討したものをもう一回振り返ってみるというのは非常に重要な作業で、こういうことが実は日本の消費者関係の事故では行われていないんです。交通事故と労働災害はきちっと毎年、例えば交通事故であれば、昨年末に24時間以内の死亡は3,904人、前年より何人減ったとか出るんです。労働災害もそうです。必ずきちっと対策をやっているんですけれども、消費者関係は、「注意しましょう」ばかりで、評価できるデータはないんです。

消費者庁の方がいらっしゃいますけれども、今まで子供の事故で、「こういうふうに注意をしたら効果があった」というデータは出せないと思うんです。東京都のこのデータが唯一消費者関係のデータでは評価できるデータです。消費者庁もこういうように、注意したらこれだけ減ったとか、何か結果を出さないと、注意喚起ばかりしていても同じことが続くと思います。

ライターははっきり出ていますが、ブラインドのひもは、ヒヤリハットはほとんど情報を得られないで、まれに死亡するということで非常に難しい事故だと思います。ここに書いてありますように、ＪＩＳの制定予定ということで、海外ではかなり死亡例があるので、多分ＪＩＳ化されると変わると思います。これも動きがわかってよろしいと思います。

それから、抱っこひもは一昨年度検討していただいて、業界団体の協議会が安全対策のグループをつくって、そして昨年末にはヒヤリハットの情報を自発的に集められたんです。私は、消費者はそういうことにはほとんど応募しないので数十件しか集まらないと思ったら、短期間に800件近くもヒヤリハットが出て、データが出ています。非常に短期間にこれだけ集まるというのはすばらしいと思います。是非東京都のほうから、どうしてそんなに短期間にきちっと集められたのか、ノウハウをキャッチしていただいて、同じ手段で、例えば歯ブラシの事故についてもやれば短期間に集まる。短期間に集まれば、今回の抱っこひもでは、どういう状態で事故が起きやすいかということがはっきりわかって、製品の改善にもつなげられる。今後こういう動きが加速していけばと思っております。

それから、コイン形の電池です。

○越山会長　このフォローアップの件は、この後の議題で再度ご紹介いただけますので、そのとき、またコメントいただければ……。申しわけありません。

○山中特別委員　わかりました。すみません。歯ブラシに関して、数年後にはどれぐらい

製品が行き渡っているか、事故の件数は東京消防庁からのデータではっきりした結果が出ると思いますので、期待しております。失礼しました。

○越山会長　ありがとうございます。

それでは、早川特別委員、お願いいたします。

○早川特別委員　小児歯科学会、早川でございます。

まず、学会で最近よく言われているのが、多職種との協働です。その多職種が集まるこの協議会に私が参加できたことをとても幸せに思っております。また、歯ブラシ事故がこのように重大事故につながるという認識を歯科関係者はあまり持ってなかったのではないかと考えております。数年前に消費者庁で協議会されたときにも私たちの学会の代表者が参加しているのですが、周知できていなかったのが現状です。今回こそは周知させたいと考えております。また、この協議会に参加できたことを皆様に御礼申し上げるとともに、立派な報告書をつくってくださった東京都の皆様に御礼申し上げます。

今までに2社の方々に曲がる歯ブラシをつくっていただいたわけですが、歯科医院が購入できるルートと、チェーンストアなどに入ってくるというルートが違うものですから、私たちにそういうものができたという情報すらなかなか来ません。この現状をどうするかは少し考えなければいけないだろうと思います。実際にここに参加させていただくまでは、曲がる歯ブラシというものを事故防止のための重要な対策とは思っておらず、学会としてどれぐらい承知していたか少々疑問に思っておりました。

例えば今日谷口さんがおっしゃったように、曲がる歯ブラシの開発に歯科衛生士がかかわっていたり、大久保さんのところも小児歯科の教授が関与しているのですけれど、それでも私たちの耳に情報が入ってきません。ですから、情報を知るとともに販売のルートとしても、私たちのところに入ってくるようなものを考えなければいけないと思っており、今後またご相談をさせていただきたいと思います。

そして、これから啓発に入っていくわけですけれども、実は東京都の宮永課長ともご相談を申し上げまして、私が編集委員をやっております「小児歯科臨床」という学術誌の６月号にこの協議会の特集を組ませていただきました。

内容は事故の実態、保護者へのアンケート結果から始まりまして報告書まで６編で構成されております。是非こういうものを通じて小児歯科の専門医はもとより、一般の歯科医にも事故について知っていただきたいと思います。また、先ほど西田先生がおっしゃった「学術誌」ですので、確実にこれから引用されるような、ツールになっていくと思います。

来月にも小児歯科学会理事会がございますので、私は声を大きくして理事の先生方には機会があるごとに周知、啓発のお願いをしてまいります。

この協議会に参加させていただき、どうもありがとうございました。皆様、今後ともよろしくお願いいたします。

○越山会長　ありがとうございました。

それでは、ここで委員名簿ではオブザーバーと書いてありますけれども、実際にはこれから東京都の問題だけではなくて国の問題としてもいろいろ注目していただきたい部分がございます。そういう意味で、関係者としてお三方にきょうお越しいただいております。

まず最初に、飯塚様のほうからお願いできますでしょうか。

○飯塚オブザーバー　経済産業省製造産業局生活製品課の飯塚でございます。

こちらの協議会に参加させていただいてありがとうございました。

私の生活製品課の担当としては、今回の歯ブラシのほかに、おもちゃですとか、文房具ですとか、あとはベビー用品なんか、幅広い日用品を担当しているんですけれども、乳幼児、お子さんに関する事故をゼロにするというのは本当に難しいことなのかなと常日ごろ感じているところでございます。実際企業さんなんかから事故の相談を受けると、たまたま転んだところにおもちゃがあったりですとか、それでけがをしてしまったりですとか、本当に予測できないような事故もあったりするようで、製品の安全性の向上はもとより、保護者ですとか消費者の方への注意喚起、あと生活環境の見直しというのをまた引き続き声をかけていかなければいけないのかなと感じているところでございます。

また、こちらの生活製品課という課室なんですけれども、昨年の６月に、もとは日用品室という課室から統合されて今の課になっておりまして、この課では、キッチンバスの住宅施設ですとか、あとは家具ですとか、そのほか布団なんかの寝具も担当しておりますので、生活環境の整備という観点からも、課の中でも横断的に広く声をかけていければいいなと思っておりますので、また引き続きよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○越山会長　ありがとうございます。

それでは、引き続き小山様、お願いいたします。

○小山オブザーバー　経済産業省製品安全課の小山と申します。

全４回にわたり議論をいただきありがとうございました。

私自身は、消費生活用製品安全法という法律を現在所管しています。その中でライター

規制だとか、あとレーザーポインターだとか、そういった規制を現在担当しております。今回いただいた提言は、対応に時間がかかるものと、すぐ対応できるものがあると思いますが、まずは製造、流通、販売事業者への周知をはじめ、できることから着実にやっていきたいと思っております。

我々製品安全課の独自の取組としましては、立派な安全対策を施されている優良企業を表彰する制度を有しております。こうした取組も通じまして、安全対策が施された商品を販売する企業の取組を奨励してまいりたいと考えております。

全４回、私自身経済産業省という立場もさることながら、小さい子供を持つ親の立場としても大変興味深く拝見させていただきました。長い期間ありがとうございました。

○越山会長　ありがとうございました。

それでは、野田様、お願いします。

○野田オブザーバー　消費者庁消費者安全課長、野田でございます。

ありがたいことに、消費者庁の注意喚起、前の注意喚起にも言及していただきましたが、本当にありがたかったのは、この協議会に限らず、製造、そして流通に携わっている事業者個々のお店なりメーカーの方々、そして、医療の現場、子育ての現場等々、そしてまた、研究機関の方、そして、東京都のような本当に地元の密着した行政という方、そういう方々の思いとか取組があって安全というものは本当に進んでいくということでございまして、まずそこに本当にお礼を申し上げたいと思います。

この協議会につきましても、そのような大きな取組の中での一環だとは思うんですけれども、新たな実験ですとか、アンケート調査によって得られた知見、そして、お集まりの事業者団体の皆様のご意見、そして、専門家の先生のご意見などもまとまった報告書でございまして、オブザーバーとして参加した私にとりましても、大変勉強になる経験でございました。ありがとうございました。

そして、提言につきましては、我々のほうも、前回の会議でも発言しましたけれども、家庭用品の品質表示法の趣旨上難しいかなというところがございます。注意喚起と啓発につきましては、我々のほうも引き続き進めてまいりたいと思います。

それで、提言とは外れるんですけれども、今のご発言の中で、例えば幾つか我々に向けたものもありましたので簡単にご説明します。

１つは、歯ブラシの事例だけではなくて、子供の事故というのはいろいろな事例があるので、そういうものをまとめて例えば啓発することはできないのかというお話がございま

した。同じような問題意識は持っておりまして、消費者庁のほうでは、子供の事故についていろいろなパターン別にまとめて注意喚起するような資料とかを前も１回つくっているんですけれども、もう一回リバイスしておりまして、歯ブラシについても恐らく取り上げることになると思います。あとは、それをどう配っていくかというところで頑張ってまいりたいと思います。

また、その体系的システマチックではないんですが、これは宣伝になって申しわけないんですけれども、子ども安全メールというのをやっておりまして、登録された方々には毎週１回子供の安全とか事故に関する情報とかをまとめて１回お流しするような取組もやっています。メールマガジンに登録いただけなくても、消費者庁ホームページでご覧になれますので、そこでも歯ブラシのほうを取り上げたいと思います。１年間50週と考えたら年間約50本いろいろなテーマを取り上げて、注意なりあるいは情報提供していくわけですが、そういう取組は続けてまいりたいと思っております。

そして、注意喚起ばかりだけでなくて、ちゃんとデータによる検証も必要ではないかというご指摘もいただきました。確かに分母がまずどれだけなのかという把握は難しかったりするのですが、そこは真摯に受けとめたいと思います。そういうときにありがたいのは、消防庁さんの救急搬送のデータというのは我々も大変助かっておりまして、また、そういったところのご協力もいただきながら、そういうご指摘にも応えていくよう頑張ってまいりたいと思います。

長くなりましたが、以上です。

○越山会長　皆様、どうもありがとうございました。

それでは、子供に対する歯ブラシの安全対策を進めるためには、消費者に受傷リスクが低減される商品を選択していただくことも重要だということがわかってきております。ここで改めて事務局のほうから、安全に配慮された商品をご紹介させていただければと思います。

○安全担当　協議会の報告にありますように、現在各製造事業者の創意工夫により、喉突き防止の安全対策を施した受傷リスクが低減される様々な商品が販売されております。本日は、その一部を例として紹介させていただきます。

受傷リスクが低減される歯ブラシには、歯ブラシ自体に衝撃吸収性能を持たせたものと、歯ブラシ自体を口腔内奥に入りにくくしたものがあります。衝撃吸収性能を持たせたものという例がこちらになります。

このように喉に突き刺さった場合に歯ブラシが曲がって突き刺さりが防止されるという構造になっています。

次に、歯ブラシ自体を口腔内の奥に入りにくくするためのものがあります。その中には、こういった持ち手をリング型にした商品、ここに例として３つあるんですけれども、こういった持ち手がリング型になった商品があります。

こちらは協議会の実験でも行ったんですけれども、３歳の子供の口の大きさを模した誤飲チェッカーというものなんですけれども、こういうふうに持ち手自体がストッパーになって、子供の喉の奥まで達しないというものになっております。こんなふうに奥に届きません。こういったものがあります。

たくさんあるんですけれども、こういった持ち手にプレート状の安全具をつけて、こちらもこのように喉の奥に入らない。ストッパーによって喉の奥に達しない構造になっているものがあります。

協議会の中で、こういった喉の奥に届かない歯ブラシというのは、安全性を重視しているんですけれども、清掃効果については保護者の仕上げ磨きが必要だという使い分けが必要と提言されております。こちらの商品は、安全具のついた子供用の歯ブラシと仕上げ用の歯ブラシがセットで販売されているものです。こういった商品についてご紹介いたします。

事故の危険性の高い１歳から３歳前半までの子供さんには、特に安全対策に配慮する必要があります。保護者の見守りとともに、これらの受傷リスクが低減される歯ブラシを使用していただくことが有効と思われます。消費者がこれらの商品を選択できるように、製造事業者の皆様におかれましては、このような受傷リスクを低減する商品づくりの推進をお願いいたします。

また、流通販売事業者の皆様には、これらの商品について、販売時、ポップや陳列の工夫などにより消費者への情報提供、普及、促進をお願いします。消費者がこれらの商品を選択することにより、市場においても安全に配慮された商品が普及拡大されることが期待されます。消費者団体、関係団体の皆様には、消費者への注意喚起、普及啓発のお取組の中で、受傷リスクが低減される歯ブラシの選択について啓発をお願いします。都も、消費者へ普及啓発の取組の中で、安全に配慮された商品の普及を進めてまいります。どうぞよろしくお願いします。

受傷リスクを低減する歯ブラシの紹介について、以上でございます。

○越山会長　どうもありがとうございました。こんなことを私がお伺いして大変恐縮なんですけれども、今、回していただいた商品というのは、全て実用化といいますか、商品化されているものなんですか。

○安全担当　はい、販売されているものです。

○越山会長　大変申しわけないですが、値段というのは、普通の子供用のものに比べて、少し高目になっているとか、そういうことはあるんですか。

○安全担当　様々なんですけれども、高目にはなっています。値段的には、通常タイプのものよりは高目になっています。物によって様々、200円程度のものもあれば、1,000円近いものもあるという状況です。

○越山会長　数がたくさん売れるようになると、もう少し安くなるのかも知れないですね。

以上で子供に対する歯ブラシの安全対策についての議題は終了させていただければと思います。

続いて資料３「過去テーマに関する取組状況について」です。

これまで協議会で、過去都に報告したテーマについても検証が必要とのご意見をいただいております。過去テーマに関する取組状況について、事務局のほうで取りまとめていただいておりますので、その説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長　資料３の説明の前に、少しご説明させていただければと思います。

先ほど委員からのご意見にもありました。また、これまでの協議会におかれましても、委員の方々から、過去行ったテーマにつきましての効果検証等について取り組むべきといったご意見をいただいております。先ほど部長の挨拶でも申しましたが、協議会の終了、この時点から安全対策のスタートということになります。都といたしましても、これまでの都の商品等安全対策協議会で取り組んでまいりました過去テーマにつきまして、取組状況についてしっかり把握いたしまして発信していくことが重要と考えております。

そこで、今回、過去の幾つかのテーマについて報告させていただきますとともに、少しご意見いただけるお時間をいただくことといたしました。今後ともしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、ここにお集まりの皆様方につきましては、どうぞ過去テーマにつきましても様々な形でお力添えいただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、詳細の説明をさせていただきます。

○安全担当　それでは、資料３についてご説明させていただきます。資料３をご覧くださ

い。

これまで協議会で取り組んでまいりましたテーマのうち、ライター、ブラインド等のひも、抱っこひも、コイン形電池について、商品の改良や安全基準、各団体の取組などの状況について報告いたします。

まず、１ページをご覧ください。「子供に対するライターの安全対策」です。これは、平成21年度のテーマでした。

（１）火災件数として、東京消防庁の火災の実態の公表データから、ライターの火遊びによる火災行為者年齢別件数の経年変化をお示ししております。

平成21年度の協議会からの提言を受け注意喚起を行っており、件数は減少しています。５歳以下の行為者による件数は平成21年から平成23年までは９件、８件、８件と横ばいだったものが、チャイルドレジスタンス機能の法規制が平成23年９月に完全施行され、平成24年で２件、平成25年で３件、平成26年は０件、平成27年では１件と減少しています。

なお、図にはお示ししておりませんが、平成28年の速報値では、ライターの火遊びによる火災は15件、５歳以下の行為者による件数は０件でした。

（２）の法規制をご覧ください。現在使い捨てライターは消費生活用製品安全法に基づく特定製品に指定されており、チャイルドレジスタンス機能を備えないものや、子供の興味を引くおもちゃ型のものは販売が規制されています。基準に適合し、ＰＳＣマークを表示したものでなければ販売できません。

おめくりいただきまして、２ページ、（３）をご覧ください。

（３）ライターの事業者団体である日本喫煙具協会は、協議会の提言を受け、平成22年より消防署とタイアップした啓発活動、子供を対象にしたイベントなど、消費者への啓発活動を継続的に実施しています。

（４）国、都の取組をご覧ください。経済産業省では、ライターを含む特定製品について試買テストを実施し、基準に適合しているか確認し、結果を公表しています。都及び区市でも、販売事業者の立入調査を実施、結果を国に報告しています。また、都は平成26年度の協議会において、ライターの火遊びによる火災件数を報告しました。件数は減少傾向にあるものの、平成25年の５歳以下の行為者による火遊び３件のうち２件は旧型ライターによるものでした。このため消費生活情報誌や東京くらしＷＥＢ、ツイッターなどで消費者に旧型ライターの処分を呼びかけ、事業者団体の取組について情報発信しました。

日本喫煙具協会でも、主催するイベントで旧型使い捨てライターの回収、交換を行って

います。さらに協会のホームページ等でも旧型使い捨てライターの処分を呼びかけております。今後も関係団体と連携し、注意喚起を継続していきます。

次に、３ページ、「２　ブラインド等のひもの安全対策」をご覧ください。こちらは平成25年度のテーマです。

まず、東京消防庁の救急搬送件数です。協議会報告に掲載した件数は、平成19年と平成25年にそれぞれ１件でした。平成26年以降では、平成27年に重篤事故が１件起きています。自宅のカーテン、ロールスクリーンのひもが首に巻きついているところを母親が発見したというのがこちらの事例です。４ページをご覧ください。平成28年６月29日、消費者庁から報道発表において事故件数が報告されております。平成19年以降平成26年までに10件の事故が起きており、そのうち３件が死亡事故でした。死亡事故は３件とも平成24年に発生しています。

ページ中ほどをご覧ください。（３）安全基準の策定です。

ブラインドの製造事業者の事業者団体である日本ブラインド工業会は、協議会の提言を受け、平成26年７月にチャイルドセーフティー実施基準を制定し実施しています。実施基準には、製品の安全対策として、セーフティジョイントの標準装備や製品の試験方法等の設定などが定められています。

また、カーテン、ブラインドや壁紙のインテリアを扱うインテリアメーカーの団体である日本インテリアファブリックス協会も日本ブラインド工業会との連携により注意喚起表示に関する実施基準と表示規定を定めています。

さらにＪＩＳ原案作成委員会により、家庭用室内ブラインドに附属するコードの要求事項、子供の安全性に関するＪＩＳの原案が作成中です。こちらは平成29年度中に制定の予定です。

５ページをご覧ください。（４）商品の改良では、日本ブラインド工業会の会員企業では、それまで消費者に取りつけの判断が委ねられていたひもを束ねるコードクリップを出荷時に製品に取りつけて出荷しています。商品を購入した後でも、希望する消費者にクリップを提供し、既存商品の安全対策を図っています。各製造事業者からは、一定の力がかかると分離するひものブラインドやカーテンのタッセル、ひものないロールスクリーンなど、安全に配慮された商品が開発、販売されています。

（５）の普及啓発では、各事業者団体によりホームページを通じた注意喚起や大規模な展示会での安全な商品の紹介、消費者に直接商品を紹介するインテリアコーディネーター

への周知、各企業により見本帳や取り扱い説明書に注意喚起の表示の記載などの取組が進められています。

下から２つ目の四角をご覧ください。行政の取組になります。昨年６月のＯＥＣＤの国際啓発キャンペーンに合わせて消費者庁より注意喚起が行われました。都では、協議会の後、事業者団体、関係機関等と連携し、事故防止啓発リーフレットを10万部作成し、都内保育所、保健センター、消費生活センターを通じて保護者に配布しました。現在も子育て世代が集まるイベント、東京くらしＷＥＢ、ツイッター等で注意喚起を継続しています。

ブラインド等のひもの事故は、件数は少ないのですが、重症事故や死亡事故の割合が大分あることから、今後も注視を続け、注意喚起、情報発信を定期的に行ってまいります。

６ページ、「３　抱っこひも等の安全対策」をご覧ください。こちらは平成26年度のテーマです。

（１）東京消防庁の救急搬送件数です。①に、協議会報告に掲載した平成25年までのデータ、②に、平成26年から平成28年までのデータと主な事故事例をお示ししております。平成28年については速報値となります。平成26年以降件数の減少は見られていませんが、中等症以上の件数は平成26年、27年は０、28年の速報値で中等症が１件と減少傾向は見られています。

７ページをご覧ください。（２）安全基準の強化では、協議会の提言を受け、平成27年３月に国内の安全基準であるＳＧ基準が改定されました。前かがみの動作などで抱っこひもから容易に落ちないことを確認する試験を強化し、より安全性が高められました。

（３）商品の改良では、国内シェアの大きい海外の安全基準に準拠した抱っこひも、こちらは海外の基準では、ベルト等により子供の身体を保持する構造は義務づけられていませんでしたが、この商品が子供の身体を保持するベルトを導入し安全対策を強化し、改定後のＳＧ基準による認証を取得しています。海外ブランドメーカーのＳＧ認証取得によりＳＧマークを表示した商品が増加しています。表示申請数を比較すると、平成27年度は約95万個と、平成26年度の約44万戸の倍以上となっています。

（４）事業者団体の設立をご覧ください。協議会の後、抱っこひもの製造・輸入事業者から成る抱っこひも安全協議会が設立されました。同協議会は、平成28年12月現在36社の会員から成りますが、年４回の全体会議の開催、消費者へ啓発や商品の紹介を掲載するホームページの作成、東京ビッグサイトで開催のベビー・キッズ＆マタニティーショーへの出展、使用者に合った抱っこひもの紹介や抱っこにおける注意点の啓発、会員を対象にし

たセミナーの開催など、活発な活動を実施しています。

８ページをご覧ください。同協議会では、ヒヤリハット体験募集キャンペーンを昨年11月から12月末まで実施し、結果を１月31日付で同協議会のホームページで公表しています。こちらについては、第３回の協議会でもお知らせし、委員の皆様にも周知のご協力をお願いしました。756件の回答があったとのことで改めてご協力に感謝申し上げます。集計結果は２月１日付でプレス発表され、抱っこひも安全協議会のホームページで公開されています。

（５）普及啓発では、製品安全協会により抱っこひもの安全な使い方の動画が作成され、保健所、保健センター、イベントを通じて消費者へ配布するほか、同協会のホームページで公開されています。都は事業者団体、関係機関と連携した啓発リーフレットを作成し、保育所、保健センター、消費生活センター、小児科、産婦人科等を通じて配布し、都の広報紙、消費生活情報誌、東京くらしＷＥＢ、ツイッター等で注意喚起しました。

リーフレットは、乳幼児健診など活用機会の多い保健センター、産婦人科、小児歯科医等に追加で配布し、早い段階での周知を継続しています。また、子育て世代の集まるイベント等でも継続的な注意喚起を行っています。

消費者庁では、同庁のホームページや全国の消費者行政窓口向けの掲示板を通じ、都の取組と事故啓発リーフレットを周知していただきました。さらに子ども安全メールを通じて消費者に注意喚起が行われています。

（６）事故情報の収集と安全対策への協力では、東京消防庁の救急搬送事例を収集し、事業者の安全対策の取組に協力するため、抱っこひも安全協議会に情報提供いたしました。さらに消費者庁、国民生活センターのご協力のもと、医療機関ネットワーク情報を収集し、事業者団体へ提供するよう調整を行っております。今後も引き続き事故の状況を注視し、注意喚起を継続してまいります。

９ページをご覧ください。「４　子供に対するコイン形電池等の安全対策」です。こちらは昨年度の取組となります。

こちらは、電池パッケージの改良など、商品の改良の取組の実施がこれからとなりますので、今回は新たな事故情報の収集は行っておりません。

まず、（１）電池パッケージ等の改良です。第３回の協議会でもご報告しましたとおり、電池工業会では、乳幼児が素手であけられないパッケージの基準づくりを協議会開催中の平成27年10月より開始し、平成28年10月１日にコイン形リチウムの一次電池誤飲防止パッ

ケージガイドラインを発行し、電池工業会のホームページで無償公開しています。

電池工業会の会員会社は本ガイドラインに準拠したパッケージを平成30年末をめどに市場に順次導入する予定です。

また、電池工業会は、電池そのものの改良に向け、誤飲対策セルワーキンググループを新設し、東京慈恵医大との共同研究により、食道に電池が停滞した場合の影響を解析するなど、電池改良の目標設定と改良への足がかりをつかむ取組を行っています。

（２）注意表示の改善をご覧ください。電池工業会では、一次電池安全確保のための表示に関するガイドラインを協議会開催中の平成27年10月に改定し、コイン形電池を誤飲した際の危険性に関する項目を改定しました。警告表示から危険表示に改定され、誤飲した場合は死に至ることがある、が追加され、表示が強化されました。

10ページをご覧ください。コイン形電池等使用製品に関する取組です。日本玩具協会では、玩具の安全基準書について、電池の基準の明確化、ボタン電池等を盛り込んだ改定基準を平成28年４月より施行しました。また、オーディオ機器に関して、電池収納部の安全対策、試験方法が盛り込まれた国際規格ＩＥＣ62368－１に対応したＪＩＳ原案が経済産業省に申し出される予定で、平成29年度中にＪＩＳとして制定される予定です。

（４）普及啓発では、事業者団体では、消費者向けの小冊子に誤飲防止の啓発ページを加えて配布しております。小中学生にも誤飲の危険性について知ってもらう必要があることから、全国で展開する小中学生向けのイベントで乳幼児の誤飲防止に向けた注意啓発を実施、パネル展示などを行っています。

また、安全な商品の市場流通のため、商品展示会の商談見本市でビジネス関係者への普及啓発が行われております。消費者団体及び子育て支援団体等では、消費者を対象とした学習会の実施やリーフレットの配布等により消費者への注意喚起が行われています。都は協議会に参画いただいた事業者団体、消費者団体、子育て支援団体、関係機関と連携し、事故防止啓発リーフレットを10万部作成し、都内保育所、保健センター、消費生活センター、小児科、産婦人科を通じて保護者に配布しました。こちらもそのほかの啓発リーフレット同様追加の配布を継続しております。また、東京都広報紙、消費生活情報誌、東京くらしＷＥＢ、ツイッター等で注意喚起を行っています。

さらに使用済みの電池も注意する必要があることから、消費者が使用済み電池を速やかに廃棄できるように、電池の廃棄方法の明確化について都内区市町村に依頼をしました。今後も消費者への注意喚起を継続していくとともに、取組状況について、情報収集や事故

状況の把握を行ってまいります。

過去テーマに関する取組状況についての説明は以上です。

○越山会長　ありがとうございます。

それでは、本件について、どのようなお立場からでも結構です。ご意見、ご質問等ございましたらいただければと思います。まず最初に、山中先生、先ほど途中で遮ってしまって申し訳ございませんでした。

○山中特別委員　早とちりをしてすみません。先ほどは関係ないことを言いまして申しわけありませんでした。

今まで１件か２件、この委員会のときにフォローアップ報告がありましたけれども、今回はかなり前からの検討事例を詳細に検討された大変有用なデータだと思います。いろいろな職種の方がいますけれども、行政でないとこういうまとめ方というんですか、いろいろなところからの情報は得られないと思いますので、是非この活動は続けていただきたいと思います。

１点欲を言えば、いろいろな啓発資料、例えば10万部ぐらい配布していらっしゃいますけれども、配布した場所で３カ月後なり半年後なり、どれぐらい覚えているかとか、何か効果があったか。こういう啓発活動の効果評価までできればすばらしいのではないか。今後いろいろなやり方が考えられますので、こういう啓発活動の評価も可能であればしていただければと思います。

以上です。

○岸邉特別委員　ライターの件で１つだけ質問です。

このライターの製造・輸入及び販売が規制されているとあるんですけれども、私はたばこはやらないんですけれども、最近、もらったライターがあるんです。ライターの景品というのはこれに該当するんですか。そのときのものは子供が簡単に押せないタイプで、いわゆる昔のライターというものをある景品でたくさんもらったというのでお裾分けしてもらったのがあるんです。ということは、今でもまだ市場に通常品が出ているので……。

○小山オブザーバー　消安法を担当している立場からご説明差し上げると、景品は景表法の対象であり、消安法で規制する販売行為には当たりません。ただし、たばこ屋さんがたばこととともに無償配布するライターは、ライターメーカーからたばこ屋さんに対して販売されたライターであるため、結局はＰＳＣマークが表示されたものが無償譲渡されているという理解です。

規制を開始するときに無表示の製品は全て廃棄していただくよう依頼していますが、現時点において販売行為が確認された場合は、その都度必要な対応をさせていただいております。

○釘宮委員　ブラインド等のひもの安全対策につきまして、この中でもＪＩＳの開発のためのＪＩＳ原案作成委員会に参加されている方々がいらっしゃいますが、私も参加させていただいておりましたので、ご報告させていただきたいと思います。

平成26年度から28年度ということで、３年間かけてブラインド等のひもに関する様々な実験について検討させていただきまして、つい先日検討委員会自体は最終回を迎えたというところです。この後ＪＩＳの制定のための様々な手続があるので、実際の制定の予定としては、平成29年度中ということです。ブラインドのひもの安全対策につきましては、私どものメンバーが提案させていただいたことで、東京都のこちらの協議会でテーマとして取り上げていただいたという経緯があるものですから、このようなＪＩＳの制定というところにまでこぎ着けたということで大変ありがたいと思っております。この場でお礼を申し上げます。ありがとうございました。

○生活安全課長　都といたしまして、先ほど山中委員のほうからもお話しいただきましたが、実は過去テーマの効果検証といいますか、取組状況につきましては、先ほども申しましたが、以前から協議会の中でもしっかり取り組むべきだといったご意見をいただいておりまして、これまでも幾つかのテーマについてはご報告させていただいてきていたんですけれども、今回複数のテーマを取り上げたというのは実は初めての試みでございます。私どもも東京消防庁様ですとか、国民生活センター様のほうからいろいろ事故情報の収集にご協力いただきまして、こうして発表できたこと、まず、ありがとうございました。

それと、先ほどご指摘にもありましたが、啓発の評価等、今後いろいろ考えていくべきじゃないかといったことに対しては、今回初めてということで、私どもでできることをこつこつと取り組ませていただいたのが今回の取組です。今後、どのテーマにどういう検証をしていくのかというのも含めて、事務局でも検討してまいりたいと思いますので、引き続き委員の方々にご意見をいろいろ賜れればと思います。本当にどうもありがとうございました。

○小野特別委員　キッズデザイン協議会として補足をさせていただきます。ブラインド等のひもについて、資料３の５ページの（４）に商品改良とあります。この「一定の力がかかると分離するひも」というのは、ひもの先端にマグネットが仕掛けてあって、一定の力

をかけるとループが外れて首が締まらないようにしてあるものです。それ以外にも様々な工夫がされているものがありますので、必要であれば、私どものホームページを見ていただければ出ております。

この改良のポイントは、ＪＩＳをみずから決めて、最低限ここまでは守りましょうという取組をする一方で、ＪＩＳでは決まっていないというか、それ以上の取組を各社がやっていることです。つまり、追随する企業が、知財権をクリアしながら、他者と差別化できる商品を開発しているというのが、このブラインドやカーテンへの取組の特徴です。こういった動きをしていただけると、消費者の方も非常に興味を持っていただけると思います。私はこれを使いたいという声を幾つか聞いておりますので、こういった動きを是非していただければと思います。

○越山会長　ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件の議論については以上とさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

この過去テーマの取組状況については、今後もフォローアップしていきたいと思っておりますので、是非皆様にご協力をお願いできればと存じます。

それでは、所定の議題はこれで終了となります。この協議会は、通常毎年３回の議論で結論を出して、同じように提言を提出させていただいておりました。本年度は、初回以降突っ込んだ議論などをいただいたり、どんなことができるかなどの議論がなされ、内容の濃い協議会であったと思っております。それらのような議論のもと作成した答申は、私自身もそうですけれども、自信を持って皆さんに提示していただけるような内容になったかと思います。

本件の議論におきましては、まず、メーカーのお立場の方、それぞれ同じメーカーさんと言われても立場がいろいろ違う部分はあろうかと思いながら、実験段階でもそうなんですけれども、皆様のご理解、ご協力を賜り、本当にありがとうございました。

さらにいろいろな安全対策について前向きにお考えいただくというようなこともお話が出ていたりしておりますので、是非今後ともご指導いただければと思っております。

それから、今回非常に参考にさせていただいた意見の１つとして、流通の方のお話やご意見をお伺いさせていただきました。この協議会では、流通の方のご理解、ご意見、ご協力が非常に重要です。今回の協議会では非常に前向きで忌憚のないご意見等をいただき、私自身も本当に勉強になった次第でございます。本当にありがとうございました。

そして、消費者団体の皆様、先ほどの釘宮様のお話ではないですけれども、いろいろな方面で、また、この協議会の背景として、非常に動いていただいて、本当に感謝しております。実は、本日午後は同じこの場所で消費者教育協議会というのがありますが、そこの中でも、ここ５年間、それから、この後の５年間の消費者教育の柱の１つとして、子供の事故の防止の面なども積極的に取り組んでいこうという議論もなされています。

そういうところもあるので、今後啓発やいろいろな方法でも普及や注意喚起などを考えていかなければいけない中で、お願いばかりで大変恐縮ではございますけれども、是非いろいろな形で一緒にご協力して進めていくことができればありがたいと思っております。私自身も大学で公開講座などで子供の事故防止についてなどのテーマで啓発していますが、まだまだ１人の教育者だけでは規模も小さくまだまだ力不足と感じております。今後各消費者団体の方々にも是非普及啓発にお力添えいただければと存じます。

さらに今回特に後半の段階でよくお話が出てこられました学識経験者やお医者様方の役割ということが１つあるかなと思っております。私自身もこういう座長だけではなくて、いろいろな方面に意見といいますか、情報発信していかなければいけないのですが、先ほどお話しされたとおり、形が残る報告のようなものも重要ということを再認識させていただきました。

最後に、関係者側であっても一定の対策をしても時間と共に、安全対策だけを前向きに進めるばかりが事業活動でもないため、新しい事業やスタッフの交代などによって、ともすればだんだん意識が薄れる場合もあると聞いております。

先ほどからお話がありましたとおり、東京都としてもこういう協議会の結果を出しただけではなくてフォローアップしていきたいというお話がありました。どのような形でこの成果を見ていったらいいのか。単純に事故の報告だけでは、十分効果を評価することが難しい場合もあるかも知れません。この協議会の活動というのは、できるだけ長い時間で成果を着実に積み上げ、有効性を維持していくような努力、仕組みみたいなものも含めて考えていかなければならない部分もあろうかと思います。今後ともこのような安全対策に関する課題には、継続的に各方面と連携し、協力し合いながら進めていきたいと思っておりますので、是非よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本年度の東京都商品等安全対策協議会を終了させていただければと思っております。

どうもありがとうございました。

午前11時48分閉会